



Title	日米関係 沖縄返還20(4.郵政省等への説明資料 外務省 外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	平成27年度外交記録公開(1)No.1 公開日 : 平成27年12月 24日 外務省外交史料館管理番号 : 2015-2081 CD・DVD 番号 : H27-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(郵政省の1873説明資料)

10-2 日新教育

極 秘
無 期 限
10 部の内
1 号

沖縄 V O A 中継局の移転問題

昭和50. 1.22

アメリカ局北米第一課

1. 昨年6月の沖縄 V O A 中継局の将来の運営に関する日米協議において、米側は、沖縄 V O A 中継局の活動は、できるだけ早期に、遅くとも1977年5月15日までに終了することを強く希望するとの従来からのわが方の立場を了承し、沖縄返還協定第8条及び同条に関する合意議事録に基づいて1977年5月15日までに代替施設の建設を完了するようあらゆる努力を行うと述べ、わが方は上記の米側の立場に留意した。

2. ^{今般}本件につき米側に対し、最近の米側進捗状況を質したところ、次のとおり回答してきた。

(1) 移転先

従来沖縄の V O A 中継局を韓国に移転するというラインで検討してきたが、議会の一部に反対があり、韓国への移転が困難となったため、代わりにフィリピンへの移転の技術的可

極秘

能性を検討してきた。その結果、フィリピン
V O A 中継局の facilities を強化することによつて代替させることが可能であることが判明したので、今後はフィリピン V O A 中継局の増強という方向で本件^に対処して行きたい。

しかし、フィリピン政府が、沖縄 V O A 中継局を撤去する代わりにフィリピンの中継局を増強するという考え方には反対しているので、米国政府としては、沖縄の V O A 中継局をフィリピンに移転するという説明はしないことにしているので、日本側においてもそのような説明は絶対にしないでもらいたい。

(2) 予算措置

1976年度予算に「沖縄 V O A 中継局移転費」という項目ではなく、「フィリピン V O A 中継局の増強」という項目が盛り込まれることになろう。

(3) いずれにしても、昨年の本件日米協議の際表明された日本側の希望に沿い、今後数カ月以内に米側の計画につき日本側に正式に連絡したい。

極秘

(4) 対外説明ぶり

昨年の日米協議の際のプレスガイダンスのラインに沿い、「最近米側より、沖縄返還協定に従い、1977年5月15日までに移転を完了するようあらゆる努力を行う旨回答してきた」と説明してもらって差支えないが、現段階では、前記事情にかんがみ、それ以上のことはいわないでもらいたい。

沖繩におけるVDA中継局の撤去に関し

米側側に申し入れるべき事項について(郵政省意見)

標記について、米側側に対し、VDA中継局の早期撤去を申し入れるとともに、次の事項を念のため申し添えたい。

1. 現在、VDA中継局が中波放送用に使用している 1,178 KHzの周波数については撤去後は我が国が国内の放送局に割り当てる計画を有していること。

2. 現在、VDA中継局が無線テレビ用及び連絡用に使用している周波数についても、撤去後は米側はこれをを使用することができないものであること。

他国 VHF(近距離)
即

(注) 本件は郵政省電波監理局を二次裁をとり(0592) 当省電波監理局の入り口にて電波監理局に付(0592) 二次裁階位の考え(0592) 郵政省に場中(0592)。

秘
無 期 限

官房書記官

条約局長
条約課長
法規課長
安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

VOA沖縄中継局移転問題

昭和51.2.24

下り口向米第一課

1. 在米米下下り口向米第一課書記官は、23日 当課を来訪し、
事案の概要を首次の通り述べた。(新沼田首席、同)

(1) 先般 下り口向米VOA関係者との打ち合わせ、在米米下
市仲の関係する種々の問題点に対し 意見交換を行つた。
沖縄以外も。

(2) 同打ち合わせ意見交換で提起した主要の問題は、
土地の復元(補償)の問題と日本人転居可能な問題と
~~外~~ ^{り、その他} 以谷村の施設の追加設置の問題について解決した。

(1) 土地の復元(補償)の問題は、在米米下市仲の施設を
含み了施設の土地の復元或は復元補償については、米側には
義務があることを認めよう。米側については、沖縄地主が土地の

復元或いは復元研鑽、何れに於てもその承認は、
何れに於ても 文部省の手当にて、1978年度予算（1977.10.1
- 78.9.30）に於ては、
（2）日本入籍員、失業者等の手当に、法的に米国の如く
25%の支給、検討中であり、法的に可能とある旨は、
これに於て、既に報告した。但し、支払は prospectively
に於ては、
（330）
retroactively に於ては、
（3）
（4）
（5）
（6）
（7）
（8）
（9）
（10）
（11）
（12）
（13）
（14）
（15）
（16）
（17）
（18）
（19）
（20）
（21）
（22）
（23）
（24）
（25）
（26）
（27）
（28）
（29）
（30）
（31）
（32）
（33）
（34）
（35）
（36）
（37）
（38）
（39）
（40）
（41）
（42）
（43）
（44）
（45）
（46）
（47）
（48）
（49）
（50）
（51）
（52）
（53）
（54）
（55）
（56）
（57）
（58）
（59）
（60）
（61）
（62）
（63）
（64）
（65）
（66）
（67）
（68）
（69）
（70）
（71）
（72）
（73）
（74）
（75）
（76）
（77）
（78）
（79）
（80）
（81）
（82）
（83）
（84）
（85）
（86）
（87）
（88）
（89）
（90）
（91）
（92）
（93）
（94）
（95）
（96）
（97）
（98）
（99）
（100）

（2）日本入籍員、失業者等の手当に、法的に米国の如く
25%の支給、検討中であり、法的に可能とある旨は、
これに於て、既に報告した。但し、支払は prospectively
に於ては、
（330）
retroactively に於ては、
（3）
（4）
（5）
（6）
（7）
（8）
（9）
（10）
（11）
（12）
（13）
（14）
（15）
（16）
（17）
（18）
（19）
（20）
（21）
（22）
（23）
（24）
（25）
（26）
（27）
（28）
（29）
（30）
（31）
（32）
（33）
（34）
（35）
（36）
（37）
（38）
（39）
（40）
（41）
（42）
（43）
（44）
（45）
（46）
（47）
（48）
（49）
（50）
（51）
（52）
（53）
（54）
（55）
（56）
（57）
（58）
（59）
（60）
（61）
（62）
（63）
（64）
（65）
（66）
（67）
（68）
（69）
（70）
（71）
（72）
（73）
（74）
（75）
（76）
（77）
（78）
（79）
（80）
（81）
（82）
（83）
（84）
（85）
（86）
（87）
（88）
（89）
（90）
（91）
（92）
（93）
（94）
（95）
（96）
（97）
（98）
（99）
（100）

（11）水産物の施設に於ては、
（12）
（13）
（14）
（15）
（16）
（17）
（18）
（19）
（20）
（21）
（22）
（23）
（24）
（25）
（26）
（27）
（28）
（29）
（30）
（31）
（32）
（33）
（34）
（35）
（36）
（37）
（38）
（39）
（40）
（41）
（42）
（43）
（44）
（45）
（46）
（47）
（48）
（49）
（50）
（51）
（52）
（53）
（54）
（55）
（56）
（57）
（58）
（59）
（60）
（61）
（62）
（63）
（64）
（65）
（66）
（67）
（68）
（69）
（70）
（71）
（72）
（73）
（74）
（75）
（76）
（77）
（78）
（79）
（80）
（81）
（82）
（83）
（84）
（85）
（86）
（87）
（88）
（89）
（90）
（91）
（92）
（93）
（94）
（95）
（96）
（97）
（98）
（99）
（100）

（3）
（4）
（5）
（6）
（7）
（8）
（9）
（10）
（11）
（12）
（13）
（14）
（15）
（16）
（17）
（18）
（19）
（20）
（21）
（22）
（23）
（24）
（25）
（26）
（27）
（28）
（29）
（30）
（31）
（32）
（33）
（34）
（35）
（36）
（37）
（38）
（39）
（40）
（41）
（42）
（43）
（44）
（45）
（46）
（47）
（48）
（49）
（50）
（51）
（52）
（53）
（54）
（55）
（56）
（57）
（58）
（59）
（60）
（61）
（62）
（63）
（64）
（65）
（66）
（67）
（68）
（69）
（70）
（71）
（72）
（73）
（74）
（75）
（76）
（77）
（78）
（79）
（80）
（81）
（82）
（83）
（84）
（85）
（86）
（87）
（88）
（89）
（90）
（91）
（92）
（93）
（94）
（95）
（96）
（97）
（98）
（99）
（100）

2. 上記の別送の意見交換を(行、V.C. -)、要首次の通り。

(1) 先ず、米側は地主側に対し土地の復元がいつ
復元補償の何れを希望するかの打診を、地主側、照会の

場合、VOA沖総中経局の運営日、1977年5月15

日付に停止し、土地不明後、2.5と2.4連のV.C.行

の何れを希望する、その回答を2.5と2.4の何れ

何れを希望するV.C. 当行の意見に回答を。

(2) 先ず、失業保険の手当に同様の米側は2.5理を核

討中の方針(即ち保費料の prospective 支払)の2.112

同様の雇用保険、保費料支払の着目は2.12の保費料の基礎的考案の2.112の各説明を参照

当行の意見に照会を、米側、米側、米側

^(以上回答)
~~米側~~ 即ち、米側、米側、米側。(参考、参照)

(3) 当行の照会に対し、先ずは、放送機器のNHK或

は民族の責務の可成り性について、その後の進展

の何れを希望する、その回答を2.5と2.4の何れ

count on 2.5 検討作業を遅延させるとは適當である

と初稿の旨と一致するが、前記の旨と同様であり、如きは前記の旨を基礎として、在案書では common front の旨と一致の旨を述べたことである。

3. 上記の(2)と同様、同日、第1府雇用保険課角野事務官の照会によつて、案書上の相違点も、同事務官の個人的意見として述べた旨の旨と一致する旨を述べたこと、及び「了」書取旨の旨と一致する旨を述べたこと、(「了」は「は」に対して謝意を表すことである。第1府の研究の旨と一致する旨と一致する旨を述べたことである。)

(1) 被保険者としての期間が(一年以上者として通常として保険金を支払ふこと) (1年未満の場合、保険料の負担は大半を差戻しする) 従つて、案書上の旨と一致する旨と一致する旨として、保険料の支払は公平に行ふ、事件継続中の旨と一致する旨と一致する旨を述べたことである。

(2) 上記(1)の旨と一致する旨と一致する旨と一致する旨として、保険料を支

松毛行行=松毛(松毛)の心、松毛(松毛)の心(松毛)の心(松毛)の心

(松毛)の心(松毛)の心

秘
無期限

大正
局長 阿部 貞
参事官 佐藤 常雄
法規課長 山本 乙彦
北美第一課長 藤田 辰雄

VOA沖級中継局移転問題

昭和五十三年二月三日

ワシントン米第一課

一月二十三日の米第一課局長との東京米大使館での公使の
標記に関する意見交換の際、米方より、日本側より「
米側より、1977年5月15日迄のVOA沖級中継局の運営を
終了する方針である旨の確証を得た」と認められ
る旨の文章を伝へたことに対し、米方より、文章の
詳細が確証を得た旨の中継局の経緯が述べられ、今
般「公使より米第一課長に別添の書簡を呈示され
る旨を」回答する。

なお、同書簡の抄訳は、77年5月15日迄の同
中継局の broadcasting operations to cease する
と述べられ、その旨を、米第一課長から米第一課長へ
送る旨の報告書が添付されている。

operation ^{の範囲に} ~~は~~ ~~broadcasting operations~~ ~~の~~ ~~範~~ ~~疇~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~

~~考~~ ~~察~~ ~~中~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~ ~~現~~ ~~在~~ ~~の~~ ~~範~~ ~~疇~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~

~~計~~ ~~画~~ ~~中~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~す~~ ~~。~~

(Handwritten initials)

DONE at Tokyo and Washington, this seventeenth day of June, 1971, in duplicate in the Japanese and English languages, both equally authentic.

For Japan:

Kiichi Aichi

For the United States of America:

William P. Rogers

after the date of entry into force of this Agreement and the remainder in four equal annual installments in June of each calendar year subsequent to the year in which this Agreement enters into force.

Article VIII

The Government of Japan consents to the continued operation by the Government of the United States of America of the Voice of America relay station on Okinawa Island for a period of five years from the date of entry into force of this Agreement in accordance with the arrangements to be concluded between the two Governments. The two Governments shall enter into consultation two years after the date of entry into force of this Agreement on future operation of the Voice of America on Okinawa Island.

Article IX

This Agreement shall be ratified and the instruments of ratification shall be exchanged at Tokyo. This Agreement shall enter into force two months after the date of exchange of the instruments of ratification.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.



EMBASSY OF THE
UNITED STATES OF AMERICA
Tokyo, Japan

(別紙)

半紙

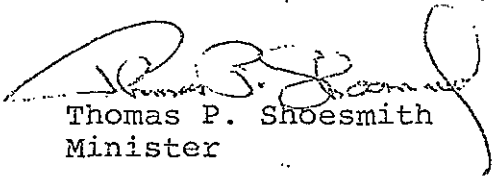
January 30, 1976

Mr. Toshio Yamazaki ^{7/4}
Director-General
American Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs
Tokyo

Dear Mr. Yamazaki:

This will confirm our conversation of January 23 in which I assured you that the United States intends to cease broadcasting operations of the Voice of America in Okinawa by May 15, 1977, in accordance with the Okinawa Reversion Agreement, even though facilities for relocation may not be completed by that time. We shall continue to keep you advised about our progress on relocation.

Sincerely,


Thomas P. Shoensmith
Minister

秘
無期限

報道課
条約課長
法規課長

アメリカ局
参事官
北米課長

官房書記官

百瀬事務官
VOA沖繩中継局施設V.対V.
法令
NHKとの関係

昭和50.1.30

アメリカ米才一課

1. 29日 藤中米才一課長は、木村鎮一NHK経営主幹と
往訪し、標識の件についてNHK側の施設を照会し、その
表示の進捗について通し。(米才一 今井同席)

(1) NHKは国際放送拡充を期すべく、現在の送
信施設(KDD施設)(築城第1係)の設備が老朽化して、その
心積下口が固く、同連2重線障害あり、22州、米才
同中送信状態が良くないという問題が生じている。NHK
~~は~~、その20ヶ所中継局の送信の不安定性を73年度に
在りていふ。同年3月 73年V.同中継局 VOAの Chief
Engineer V.対 VOA沖繩中継局の施設設備を視察

GA-4

外務省

UN-1 有申×水×所、同年6月同建設の視察を仰ぐ

とす。次に如き問題は存在せずと外明の旨とす。

(1) VOA 沖繩中継局に中波送信機を置くこと(出力

1,000kw、1952年製作機器)、短波の設備は出力も

1,000kw、古い(1945年製作)。

(2) 同中継局の増設は、中国、台湾、朝鮮半島に用いられる

設備に用いられ、その強さを要する。

(1) 沖繩は、西アジア、中東向けに送信には適しな

が、NHKが目的とする設備の増設は、その必要

なし。

(2) NHKが同中継局を使用中の場合、技術的に復舊を

要する場合は、VOA職員を引継ぐことも、無人化を仰ぐ

ことも考えられるが、その経費は膨大なもの。

(3) 現在 VOA 側には、仮用機は存在し、備蓄も提供施

設を減量する余裕料を交付しているが、NHKとすれば

左記の如くである。

(1) 何れに於て NHK の民間化は有^い限^りに於て、送信局^の設置、開業、必要の施設に於て民間化である。

(2) NHK に於て、上記の如く、経営、技術関係者由^り民間放送施設への移転の merit、demerit について検討し、結果 大^きく小^さくを以て判断し、適^当に^て旨^を 郵政省に通知することとし、東京在来最大^の便路の^り 照会に對しては、上記の次第を説明するに^て、

2、30日、新聞発表に於て、在京米大使館及び公使に對して上記の次第を説明し、更に、NHK の引継ぎに^ては、向^て外^に であることとし、中波設備の民間放送局引継ぎの可能性を検討し、旨^を 示^すに^て。

これに對し、當^り、VOA 施設の民間引継ぎは困難な

べく、引継ぎ者として^ては、^有限^りの^り 時間をかけて、^て 進入^して^く。